

## ○山梨県警察過重労働による健康障害防止対策実施要領の制定について

〔平成28年3月4日〕  
例規甲（厚庶健）第56号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8及び第66条の9に基づき、この度、山梨県警察過重労働による健康障害防止対策実施要領を別添のとおり制定し、平成28年3月21日から実施することとしたので、本制度の適正な運用に努められたい。

### 別添

#### 山梨県警察過重労働による健康障害防止対策実施要領

#### 第1 目的

この要領は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8及び第66条の9に規定する過重労働対策に基づき、長時間勤務による脳・心臓等循環器疾患、メンタル疾患等の健康への影響が懸念される職員を対象に、山梨県警察職員の健康管理に関する訓令（昭和59年山梨県警察本部訓令第10号。以下「訓令」という。）第9条に規定する健康管理医（以下「健康管理医」という。）等による保健指導及び健康管理上必要な措置を講ずることにより、職員の健康障害を未然に防止することを目的とする。

#### 第2 長時間勤務者の報告

- 1 所属長は、業務の性質上やむをえず1月（当月21日から翌月20日までをいう。2において同じ。）当たり100時間を超える時間外勤務を行った職員（以下「長時間勤務者」という。）がいる場合は、当該長時間勤務者に長時間勤務者問診票（第1号様式。以下「問診票1」という。）を作成させ、これに意見を付し、警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）を經由してその月の属する月末までに、訓令第4条に規定する総括安全衛生管理者に報告するものとする。

なお、報告の対象は、全職員とし、警察本部長及び山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号）第21条から第21条の3までに規定する部長、首席監察官及び参事官等については、庶務担当課長等が報告するものとする。

- 2 所属長は、業務の性質上やむをえず1月当たり80時間を超える時間外勤務を2月連続して行った職員がいる場合は、1と同様に扱うものとする。

#### 第3 面接指導等の実施

- 1 厚生課長は、問診票1の記載内容に基づき、健康管理医の面接による保健指導（以下「面接指導」という。）が必要な長時間勤務者（以下「面接該当者」という。）

を指定するものとする。この場合において、必要により健康管理医に意見を求めるものとする。

なお、次の要件を一つでも満たす場合は、面接該当者に指定しなければならない。

- (1) 長時間勤務者本人が面接を希望する場合
  - (2) 所属長が面接の必要性ありと認めた場合
  - (3) 3か月連続して長時間勤務者に該当した場合
  - (4) 問診票1の設問1において仕事による負担度の点数が4点以上の場合
  - (5) 問診票1の設問2において5項目中2つ以上「はい」にチェックした場合
- 2 厚生課長は、健康管理医と協議して面接該当者の面接指導の日時及び場所を定め、当該面接該当者の所属する所属長に通知するものとする。

なお、面接指導の日時は、問診票1による報告を受けてから1か月以内とする。また、健康管理医に対しては、面接該当者が記載した問診票1、面接指導実施結果及び事後措置に係る意見書（第2号様式。以下「意見書」という。）及び直近の健康診断結果（写し）を面接指導実施前に送付するものとする。

- 3 所属長は、厚生課長からの通知を受けた場合、面接該当者に対して面接指導の日時及び場所を指示するものとし、当該面接該当者は、指定された日時及び場所において、健康管理医による保健指導を受けるものとする。この際、面接該当者は、面接用問診票（第3号様式。以下「問診票2」という。）に必要事項を記載し、面接指導時、健康管理医に提出するものとする。
- 4 健康管理医は、面接指導の実施結果及び事後措置に係る意見を記載した意見書を作成し、問診票1、問診票2及び健康診断結果（写し）とともに面接指導の実施後1か月以内に厚生課長に送付するものとする。
- 5 厚生課長は、健康管理医から送付された意見書を所属長に送付するものとする。
- 6 所属長は、厚生課長から送付された意見書に対して第4の1の必要な措置を講じ、その内容を意見書に記載し、厚生課長を経由して総括安全衛生管理者に報告するものとする。

#### 第4 所属長の責務

- 1 所属長は、面接指導を受けた当該面接該当者について、面接指導結果と当該面接該当者の実態を考慮して、その必要があると認めるときは、当該面接該当者の就業場所の変更、勤務の転換、勤務時間の短縮、深夜勤務の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該健康管理医の意見の訓令第10条に規定する衛生委員会への報告その他の健康維持に必要な措置を講ずるものとする。

なお、所属内では解決が図れない就業上の措置が必要であると認めた場合には、警務部警務課長に報告するものとする。

- 2 所属長は、問診票1の結果から面接指導対象者とならなかった長時間勤務者につ

いても、健康維持に必要な勤務管理に配慮するものとする。

#### 第5 職員の自己の保健管理義務

職員は、自己の健康保持増進及び長時間勤務による健康障害の防止に努めなければならない。

#### 第6 記録の保存

本要領に基づき作成された問診票1、問診票2及び意見書は、健康管理担当において5年間保存するものとする。

様式 略